

産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます

令和6年1月1日から、出産予定または出産した国保被保険者の保険税が産前産後期間の4か月分（2人以上の多胎妊娠の場合は6か月分）が軽減されます。軽減にあたっての所得制限はありません。

▶対象者

茨城県国民健康保険に加入している方で、出産予定の方、または令和5年11月以降に出産した方
※妊娠85日以上分娩で、死産・流産、早産の場合も対象となります。

▶対象期間

- ・単胎妊娠の場合：出産予定日（または出産した日）が属する月の前月から**4か月間**
- ・多胎妊娠の場合：出産予定日（または出産した日）が属する月の3か月前から**6か月間**

例 単胎妊娠の場合	出産日 (出産予定日)	令和5年		令和6年				該当期間
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	
●の月の分が軽減該当です	令和5年11月〇日	出産	×	●	×	×	×	1か月
	令和5年12月〇日	×	出産	●	●	×	×	2か月
	令和6年1月〇日	×	×	出産●	●	●	×	3か月
	令和6年2月〇日	×	×	●	出産●	●	●	4か月

施行日：令和6年1月1日

※対象期間のうち、令和6年1月1日以降が軽減該当になります。

▶届出について

下記のものを持参し、届出してください。届出受付は、出産予定日の6か月前から可能です。

届出時に必要なもの

- ・来庁される方の本人確認書類(運転免許証等)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・出産予定日(出産した日)が分かるもの(母子健康手帳等)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・世帯主からの委任状(別世帯の方が来庁される場合)

届出場所

保険課(1階5番窓口)
※郵送による届出も可能です。希望の際は、届出書を町ホームページからダウンロードし、必要書類と併せてお送りください。

▶軽減額

対象期間の保険税のうち、出産予定または出産した方の均等割と所得割の全額
届出後、納期限未到来分から対象期間の軽減を反映させた保険税を再計算し、改めて通知します(完納等の場合は、還付となります)。

※限度超過世帯の場合、軽減額が0円になることがあります。

安い!安心! ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113 (直通)